

# 沼田市新型インフルエンザ等対策行動計画

(案)

平成 2 7 年 3 月

(令和 8 年 3 月全面改定)

## 目次

|                                        |           |
|----------------------------------------|-----------|
| はじめに.....                              | 3         |
| 1 新型コロナウイルス感染症対応での経験.....              | 3         |
| 2 市行動計画改定のための.....                     | 4         |
| <b>第1部 新型インフルエンザ等対策の基本事項.....</b>      | <b>5</b>  |
| <b>第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針.....</b>      | <b>5</b>  |
| 第1節 市行動計画の作成.....                      | 5         |
| 第2節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....       | 8         |
| 第3節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....          | 9         |
| 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....          | 12        |
| <b>第2章 新型インフルエンザ等対策の基本項目.....</b>      | <b>16</b> |
| 第1節 市行動計画における対策項目等.....                | 16        |
| <b>第3章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担.....</b> | <b>17</b> |
| 第1節 対策推進のための役割分担.....                  | 17        |
| <b>第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目.....</b>     | <b>21</b> |
| <b>第1章 実施体制.....</b>                   | <b>21</b> |
| 目的.....                                | 21        |
| 第1節 準備期.....                           | 21        |
| 第2節 初動期.....                           | 25        |
| 第3節 対応期.....                           | 26        |
| <b>第2章 情報収集・分析.....</b>                | <b>29</b> |
| 目的.....                                | 29        |
| 第1節 準備期.....                           | 29        |
| 第2節 初動期.....                           | 29        |
| 第3節 対応期.....                           | 30        |
| <b>第3章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....</b>   | <b>32</b> |
| 目的.....                                | 32        |
| 第1節 準備期.....                           | 32        |
| 第2節 初動期.....                           | 34        |
| 第3節 対応期.....                           | 36        |
| <b>第4章 まん延防止.....</b>                  | <b>38</b> |
| 目的.....                                | 38        |
| 第1節 準備期.....                           | 38        |
| 第2節 初動期.....                           | 38        |
| 第3節 対応期.....                           | 39        |
| <b>第5章 ワクチン.....</b>                   | <b>42</b> |
| 目的.....                                | 42        |
| 第1節 準備期.....                           | 43        |

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| 第2節 初動期.....                     | 44        |
| 第3節 対応期.....                     | 45        |
| <b>第6章 保健.....</b>               | <b>48</b> |
| 目的.....                          | 48        |
| 第1節 準備期.....                     | 48        |
| 第2節 初動期.....                     | 49        |
| 第3節 対応期.....                     | 49        |
| <b>第7章 物資.....</b>               | <b>50</b> |
| 目的.....                          | 50        |
| 第1節 準備期.....                     | 50        |
| 第2節 初動期.....                     | 50        |
| 第3節 対応期.....                     | 51        |
| <b>第8章 住民生活及び地域経済の安定の確保.....</b> | <b>52</b> |
| 目的.....                          | 52        |
| 第1節 準備期.....                     | 52        |
| 第2節 初動期.....                     | 53        |
| 第3節 対応期.....                     | 53        |
| <b>資料.....</b>                   | <b>56</b> |
| 用語集.....                         | 56        |

## はじめに

### 1 新型コロナウイルス感染症対応での経験

2019（令和元）年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、2020（令和2）年1月には我が国でも新型コロナウイルス感染症（COVID-19）<sup>1</sup>（以下「新型コロナ」 という。）の感染者が確認された。

その後、同月には閣議決定による新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置され、同年2月27日 沼田市（以下「市」という。）においても、沼田市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「市対策本部<sup>2</sup>」という。）を設置するとともに、感染症に関する情報発信を開始した。同年3月には新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が改正され、新型コロナが特措法の適用対象とされた。群馬県（以下「県」という。）において、県内1例目の感染者が確認され、翌4月には市内1例目の感染者が確認された。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）の発出により国や県、利根沼田管内の町村、また沼田利根医師会と協力し、連携を取りながらワクチンの接種体制の整備、発熱外来（利根沼田管内）設置や、ワクチンコールセンターの開設、ワクチン接種など市の危機管理として新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）が行われた。そして、国内感染者の確認から3年余り経過した2023（令和5）年5月8日、新型コロナが感染症法上の5類感染症に位置付けられ、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止され、群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「県対策本部」という。）廃止に続き、本市においても市対策本部を廃止した。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、住民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする住民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では、全ての住民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、本市の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものである。

---

<sup>1</sup> 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

<sup>2</sup> 特措法第34条

## 2 市行動計画改定の目的

沼田市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

2023（令和5）年9月から国が新型インフルエンザ等対策推進会議<sup>3</sup>（以下「推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り、課題を整理<sup>4</sup>したところ、

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す必要がある。

こうした社会を目指すためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされた。

これらの目標を実現できるよう、国や県の行動計画の改定を踏まえて市行動計画を全面改定するものである。

---

<sup>3</sup> 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

<sup>4</sup> 推進会議において、2023年12月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として取りまとめられた。

## 第 1 部 新型インフルエンザ等対策の基本事項

### 第 1 章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

#### 第 1 節 市行動計画の作成

##### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性<sup>5</sup>の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

特措法は、病原性<sup>6</sup>が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、都道府県、市区町村、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置（特措法第 2 条第 4 号に定義する新型インフルエンザ等緊急事態措置をいう。以下同じ。）等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等<sup>7</sup>は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

##### ① 新型インフルエンザ等感染症<sup>8</sup>

<sup>5</sup> 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

<sup>6</sup> 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

<sup>7</sup> 特措法第 2 条第 1 号

<sup>8</sup> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第

- ② 指定感染症<sup>9</sup>（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症<sup>10</sup>（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。

## （２）市行動計画の作成

2012（平成 24）年 4 月に新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、特措法が制定され、国は、特措法第 6 条の規定に基づき、2013（平成 25）年、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を作成し、これを受けて、2013（平成 25）年 12 月に、県は、同法第 7 条の規定に基づき、群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を作成した。市においても、特措法第 8 条の規定に基づき、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を踏まえ、2015（平成 27）年 3 月に市行動計画を新たに策定した。

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を示すとともに、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、市は、定期的な検討を行い、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

## （３）市行動計画等の実効性確保

訓練の実施等により得られた改善点や、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、市行動計画や関連マニュアル等について、必要な見直しを行うことが重要である。

こうした観点から、市行動計画や関連マニュアル等に基づく取組や新型インフルエンザ等対策に係る人材育成や人材確保の取組について、沼田利根医師会や沼田市健康づくり推進協議会等の意見を聴きながら、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を行う。

定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況、県行動計画の改定状況等も踏まえ、おおむね 6 年ごとに市行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に市行動計画等を検証し、必要な見直しを行う。

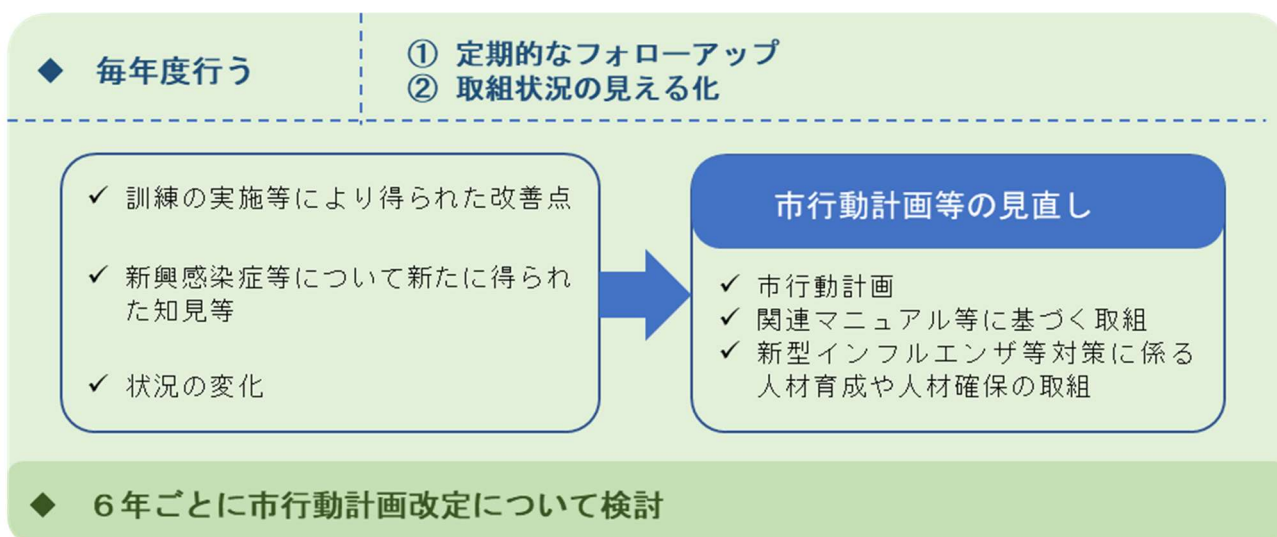
---

6 条第 7 項

<sup>9</sup> 感染症法第 6 条第 8 項

<sup>10</sup> 感染症法第 6 条第 9 項

〔図1 計画見直しのスケジュール〕



## 第2節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、本市への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命及び健康や住民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、住民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある<sup>11</sup>。

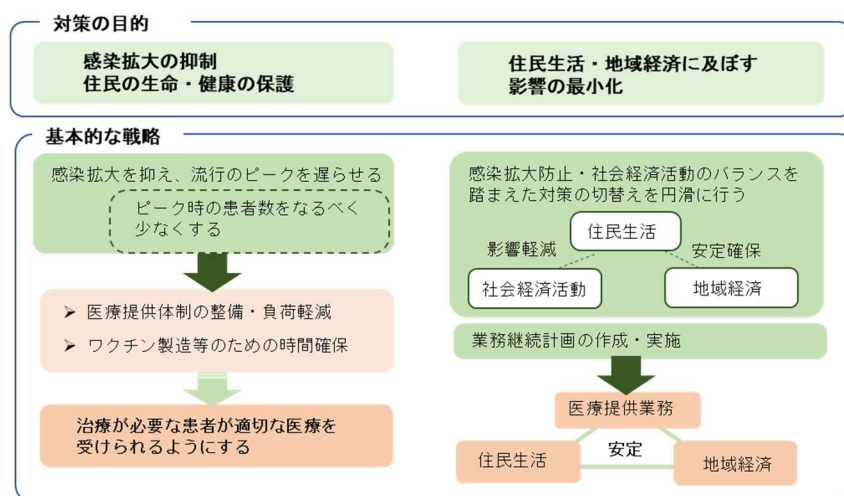
### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

### (2) 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 住民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供に関係する業務又は住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

〔図2 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略〕



<sup>11</sup> 特措法第1条

### 第3節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等<sup>12</sup>以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本市においては、科学的知見及び国の方針等も踏まえ、本市の地理的な条件、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制等も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせるバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。（具体的な対策については、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目」において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性<sup>13</sup>等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが住民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

#### 【準備期】 発生前の段階

必要な感染症対策物資等の備蓄、ワクチンの供給体制の整備、住民に対する啓発や企業による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

#### 【初動期】 感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府による新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間。国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階

直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入、そして、市内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、市内の万全の体制を構築

<sup>12</sup>感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

<sup>13</sup> 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

するためには、県及び関係機関と早期からの情報共有等を行い、速やかに感染症対応を行うことができる体制の構築準備を行い、感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。

#### 【対応期】 基本的対処方針が実行されてから以降の段階

対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう、以下の区分を想定する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

##### ○ 封じ込めを念頭に対応する時期

病原性に応じて、県が実施する感染リスクのある者の不要不急の外出の自粛要請等への協力や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

##### ○ 病原体の性状等に応じて対応する時期

国の方針を踏まえ、県及び事業者等と相互に連携して住民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

##### ○ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

##### ○ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛、施設の使用制限等、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、住民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や住民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特に、ワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

〔図 3 感染症危機における有事のシナリオ〕



## 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

---

国、県、市又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### （１）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

#### （ア）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

#### （イ）迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

#### （ウ）関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や住民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

#### （エ）リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション<sup>14</sup>等について平時からの取組を進める。

#### （オ）負担軽減や情報の有効活用、国・県・市の連携等のためのDXの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国及び県との連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国及び県との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

---

<sup>14</sup> リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

## （２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により住民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、住民の生命及び健康の保護と住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

### （ア）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めた国や県のリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集等の仕組みを構築する。

### （イ）医療提供体制と住民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や県のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切な感染拡大防止措置等が必要となる。その際、影響を受ける住民や事業者を含め、住民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

### （ウ）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

### （エ）対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

### （オ）住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、住民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こども<sup>15</sup>を含め様々な年代の住民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有を行い、適切な判断や行動を促せるようにする。特に国や県がまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行

---

<sup>15</sup> 市行動計画では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(2021年12月21日閣議決定)に倣い、法令上の用語等を除き、「こども」という表記を使用する。

動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける住民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、周知に協力する。

### (3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、住民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする<sup>16</sup>。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても住民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

沼田市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部及び群馬県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部<sup>17</sup>」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

### (5) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の確認等を進め、避難所施設の確保等を進めるとともに、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整備する。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

### (6) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

---

<sup>16</sup> 特措法第5条

<sup>17</sup> 特措法第22条

#### **(7) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持**

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

市及び住民等が幅広く対応に関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

#### **(8) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施**

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の基本項目

### 第1節 市行動計画における対策項目等

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、県及び市、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の8項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ④ まん延防止
- ⑤ ワクチン
- ⑥ 保健
- ⑦ 物資
- ⑧ 住民生活及び地域経済の安定の確保

なお、政府行動計画及び県行動計画における、サーベイランス、水際対策、医療、治療薬・治療法、検査の対策項目については、国又は県が主要な実施主体となることから、市行動計画においては、その記載を省略するが、国又は県から対策実施にかかる協力を求められた場合や市における対応が必要になった場合は、市は可能な範囲で対応を行う。

## 第3章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

### 第1節 対策推進のための役割分担

---

#### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する<sup>18</sup>。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める<sup>19</sup>とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める<sup>20</sup>。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議<sup>21</sup>（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議<sup>22</sup>の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関<sup>23</sup>は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

---

<sup>18</sup> 特措法第3条第1項

<sup>19</sup> 特措法第3条第2項

<sup>20</sup> 特措法第3条第3項

<sup>21</sup> 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

<sup>22</sup> 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

<sup>23</sup> 災害対策基本法第2条第3号

## （２）県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

## （３）市の役割

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する<sup>24</sup>。

また、住民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

こうした取組においては、平時から関係者が一体となって、新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクル<sup>25</sup>に基づき改善を図る。

## （４）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等<sup>26</sup>の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者等の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び各種会議等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

---

<sup>24</sup> 特措法第3条第4項

<sup>25</sup> Plan（計画）→Do（実施）→Check（検証）→Action（改善）により業務管理を行い、継続的に事業や施策の改善を図る方法。

<sup>26</sup> 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第2条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

## （５）指定（地方）公共機関<sup>27</sup>の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき<sup>28</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

## （６）登録事業者<sup>29</sup>

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める<sup>30</sup>。

## （７）一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる<sup>31</sup>ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

## （８）住民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める<sup>32</sup>。

---

<sup>27</sup> 特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

<sup>28</sup> 特措法第 3 条第 5 項

<sup>29</sup> 特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

<sup>30</sup> 特措法第 4 条第 3 項

<sup>31</sup> 特措法第 4 条第 1 項及び第 2 項

<sup>32</sup> 特措法第 4 条第 1 項

〔図 4 対策推進のための役割分担〕



## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目

### 第1章 実施体制

#### 目的

感染症危機は住民の生命及び健康や住民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、社会全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市、国立健康危機管理研究機構<sup>33</sup>（Japan Institute for Health Security）（以下「JIHS」という。）、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、関係機関とも協調しながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において役割を整理するとともに、緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析を行い、感染症危機の状況並びに住民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を見直すとともに、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

#### 第1節 準備期

##### 1-1. 市行動計画等の作成や体制整備・強化【総務部、健康福祉部】

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く<sup>34</sup>。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。市の業務継続計画については、県の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。
- ③ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める<sup>35</sup>。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、平時から研修や訓練等を実施するとともに、危機管理部門と健康管理部門との連携強化や全庁の役割分担に関する調整を行う。
- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の育成等を行う。

<sup>33</sup> JIHS設立までの間、県行動計画における「JIHS」に関する記載は、JIHS設立前に相当する業務を行う「国立感染症研究所」若しくは「国立国際医療研究センター」又は「国立感染症研究所及び国立国際医療研究センター」に読み替えるものとする。

<sup>34</sup> 特措法第8条

<sup>35</sup> 特措法第34条及び35条

## 1-2. 実践的な訓練の実施【総務部、健康福祉部】

市は、政府行動計画及び県行動計画並びに市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

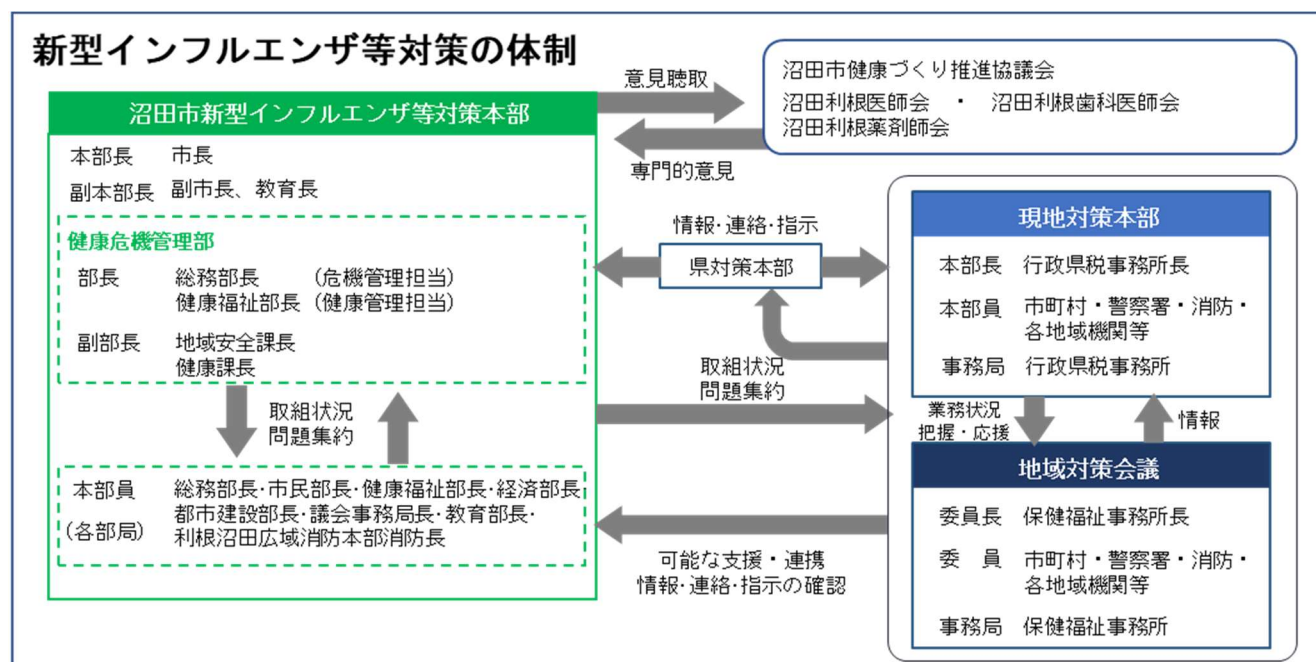
## 1-3. 国、県及び市等の連携の強化【総務部、健康福祉部】

- ① 市は、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
- ③ 市は、第3節（対応期）に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。
- ④ 県は、群馬県感染症対策連携協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。その協議結果及び国が定める基本指針<sup>36</sup>等を踏まえ、群馬県感染症予防計画（以下「県予防計画」という。）の見直しを行う。なお、県予防計画を改定する際には、県行動計画、群馬県保健医療計画、保健所及び衛生環境研究所等が作成する健康危機対処計画との整合を図る。

## 1-4. 市の組織体制及び各部局の役割分担【共通】

市は、新型インフルエンザ発生時に迅速に対応を行うため、新型インフルエンザ等対策にかかる有事の組織体制及び各部局の主な役割を次のとおり定める。

〔図5 新型インフルエンザ等対策の体制〕



<sup>36</sup> 感染症法第9条及び第10条第1項

[表 1 新型インフルエンザ等対策にかかる各部局の主な役割]

| 部局等         | 主 な 役 割                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各部局<br>(共通) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型インフルエンザ等対策本部で決定した施策の実行に関する事</li> <li>○ 所管の業務継続に関する事</li> <li>○ 所管施設の感染予防策、休業、関係するイベントの自粛に関する事</li> <li>○ 各種行事（地域振興行事、プロスポーツ等）の自粛要請に関する事</li> <li>○ 所管施設の感染防止対策のとりまとめに関する事</li> <li>○ まん延防止対策に関する事</li> <li>○ 関係機関との連絡、協議に関する事</li> <li>○ 関係団体・関係機関に対して発生国への渡航を避けるよう要請する事</li> <li>○ 職員の感染予防に関する事</li> <li>○ 区長等団体への情報提供及び協力に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                       |
| 総務部         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危機管理(社会対応)の総合調整(訓練の実施及び記録を含む)に関する事</li> <li>○ 自衛隊の災害派遣要請及び人員の応援体制の調整に関する事</li> <li>○ 市民への啓発及び情報提供（広報、報道機関対応を含む）に関する事</li> <li>○ 市ホームページの運営に関する事</li> <li>○ ワンストップ総合相談に関する事</li> <li>○ 公共交通機関の確保及び利用の自粛（人の流れ）に関する事</li> <li>○ 市内在住の外国人等への情報提供に関する事</li> <li>○ 庁内ネットワークの維持及びD Xの推進に関する事</li> <li>○ 新型インフルエンザ等発症者及び疑似症者の人権確保に関する事</li> <li>○ ライフライン事業者（ガス、電気、情報通信等）との連絡調整に関する事</li> <li>○ 職員の感染状況の把握及び人材育成、職員の心身のケアに関する事</li> <li>○ 感染症に関する臨時予算の確保に関する事</li> <li>○ 住民生活の安全・安心に関する事</li> <li>○ 市の業務継続計画に関する事</li> </ul> |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 物品の備蓄に関すること（災害対策基本法第49条）</li> <li>○ 感染症危機下の災害対応に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 市 民 部        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 埋火葬に関すること。</li> <li>○ 廃棄物管理・適正処理に関すること。</li> <li>○ 偏見、差別に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 健 康<br>福 祉 部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対策本部会議、本部員会議及び危機管理部会議に関すること</li> <li>○ 感染拡大防止に関すること</li> <li>○ 患者の発生状況、感染規模の把握に関すること</li> <li>○ 沼田利根医師会等との連絡調整に関すること</li> <li>○ 患者に対する健康観察の実施及び外出自粛要請等への協力</li> <li>○ メンタルヘルス対策に関すること</li> <li>○ 予防接種(特定接種・住民接種)に関すること</li> <li>○ 市民、団体等からの相談に関すること。</li> <li>○ 高齢者、児童、障害者等要配慮者の支援及び情報提供に関すること</li> <li>○ 社会福祉施設等（高齢、介護、児童、障害者、生活困窮者等）における感染予防に関すること</li> <li>○ 保育園等における感染予防に関すること</li> <li>○ 社会福祉施設等（高齢、介護、児童、障害者、生活困窮者等）における新型インフルエンザ等発症者及び疑似症者の人権確保に関すること</li> <li>○ 児童福祉施設等への支援及び情報提供に関すること</li> <li>○ 医療体制及び医療機関の機能の確保に関すること(含む在宅患者支援)</li> <li>○ 患者発生状況等の情報発信に関すること</li> </ul> |
| 経 済 部        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ライフライン事業者との連絡調整に関すること</li> <li>○ 商工事業者からの相談に対応し、必要に応じて可能な支援を行うこと</li> <li>○ 生活関連物資確保のための協力要請に関すること</li> <li>○ 企業の事業活動の自粛等に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係事業者等への支援及び情報提供に関すること</li> <li>○ 雇用情勢に係る情報収集、雇用維持支援施策に関すること</li> <li>○ 感染症流行時における観光施策に関すること</li> <li>○ 企業による業務継続計画等の策定及び医療対応以外の感染対策に関すること</li> </ul>                                                                          |
| 都 市<br>建 設 部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上下水道事業の確保に関すること</li> <li>○ 関係施設との連絡調整に関すること</li> <li>○ 新型インフルエンザ等の影響を受ける方の市営住宅への入居に関すること</li> <li>○ 関係事業者等への支援及び情報提供に関すること</li> </ul>                                                                                          |
| 教 育<br>委 員 会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公立学校（幼稚園、小学校、中学校）における感染予防、情報提供及び偏見・差別に関すること</li> <li>○ 公立学校（幼稚園、小学校、中学校）における休業に関すること</li> <li>○ 公立学校における新型インフルエンザ等発症者及び疑似症者に対する人権確保に関すること</li> <li>○ 社会教育施設等における感染予防に関すること</li> <li>○ 社会教育施設等有施設の感染防止対策のとりまとめに関すること</li> </ul> |

## 第2節 初動期

### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置【総務部、健康福祉部】

- ① 国は、新型インフルエンザ等が発生したと認めたときは、速やかにその旨を公表し、閣議にかけて政府対策本部を設置し、公示する<sup>37</sup>。  
 県は、政府対策本部設置後、直ちに県対策本部を設置する<sup>38</sup>。  
 市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 市は県現地対策本部に参加し、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。
- ③ 市は、必要に応じて、第1節（準備期）の対応を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

<sup>37</sup> 特措法第15条

<sup>38</sup> 特措法第22条第1項

## 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保【総務部】

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討し、所要の準備を行う。

## 第3節 対応期

---

### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部及び県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

#### 3-1-1. 市対策本部の設置【総務部、健康福祉部】

- ① 市は、政府対策本部による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき、または県が対策本部を設置したときは、市対策本部を直ちに設置する。
- ① 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。
- ③ 市は、県現地対策本部と連携を図り、新型インフルエンザ等対策を進める。

#### 3-1-2. 必要な財政上の措置【総務部】

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要な対策を実施する。

#### 3-1-3. 国及び県による総合調整

- ① 国は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、県及び指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う<sup>39</sup>。新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、当該総合調整に基づく所要の措置が実施されず、県及び指定公共機関における緊急かつ一体的な対策が行われる必要がある等、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において国は必要な指示を行う<sup>40</sup>。

当該総合調整及び指示は、地方公共団体等における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施することにより、他の地方公共団体や全国へのまん延を防止することを目的として実施されるものである。

- ② 国は、感染症法に基づき、都道府県等の区域を越えて人材確保又は移送を行う必要がある場合等において、県等、医療機関その他の関係機関に対して、まん延防止のために必要な措置に関する総合調整を行う<sup>41</sup>。あわせて、県等が感染症法等に定める事務の管理等を適切に

---

<sup>39</sup> 特措法第20条第1項

<sup>40</sup> 特措法第20条第3項。なお、J I H S以外の指定公共機関に対する指示は、緊急事態宣言時のみ可能である（特措法第33条第1項）。

<sup>41</sup> 感染症法第44条の5第1項、第44条の8又は第51条の4第1項

行わない場合において、全国かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、国は必要な指示を行う<sup>42</sup>。

- ③ 県は、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う<sup>43</sup>。
- ④ また、県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関<sup>44</sup>その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う<sup>45</sup>。
- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために県から総合調整及び指示があった場合、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要と認めるときは、総合調整に応じるとともに指示に従う。
- ⑥ 市は、特に必要があると認めるときは、県に対し、県及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する。
- ⑦ 市は、特に必要があると認めるときは、県に対し、政府に指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

#### 3-1-4. 市による総合調整等【総務部】

- ① 市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。
- ② 市は、緊急事態措置に関する総合調整を行うため必要があると認めるときは、県に対し、市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求める。
- ③ 市は、緊急事態措置に関する総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。
- ④ 市は、市の教育委員会に対し、市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。
- ⑤ 市は、市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県に対し、県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請を行う。

---

<sup>42</sup> 感染症法第 51 条の 5 第 1 項又は第 63 条の 2 第 2 項

<sup>43</sup> 特措法第 24 条第 1 項

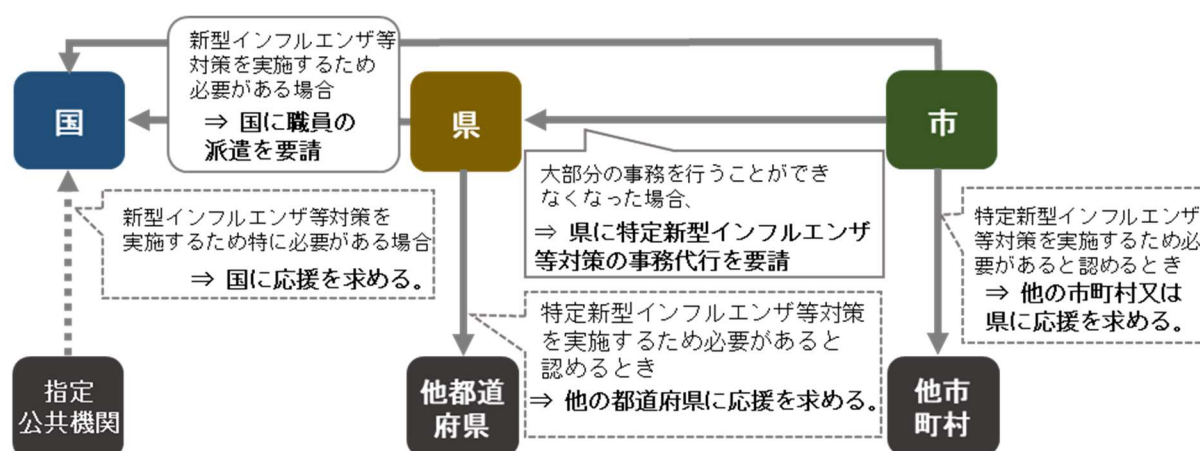
<sup>44</sup> 感染症法第 15 条第 16 項に定める感染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行う機関をいう。以下同じ。

<sup>45</sup> 感染症法第 63 条の 3 第 1 項

### 3-1-5. 職員の派遣、応援への対応【総務部】

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策の実施のため必要がある場合は、県を経由して、国に職員の派遣要請を行う。
- ② 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ③ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める<sup>46</sup>。

〔図6 職員の派遣、応援への対応〕



### 3-2. 市対策本部の廃止【総務部、健康福祉部】

市は、新型インフルエンザ等による危機が解消され、政府対策本部及び県対策本部が廃止された場合において、対策本部長が必要ないと認めるときは市対策本部を廃止する<sup>47</sup>。

<sup>46</sup> 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

<sup>47</sup> 特措法第37条

## 第2章 情報収集・分析

### 目的

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて住民生活及び地域経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析を行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、国及び県の感染症にかかる情報収集・分析の結果、リスク評価及び住民生活や地域経済に関する情報等を収集し、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替えを行う。

### 第1節 準備期

#### 1-1. 実施体制【総務部、健康福祉部、経済部】

- ① 市は、有事に備え、国及び県から共有される情報収集・分析の結果に加え、利用可能なあらゆる情報源からの体系的かつ包括的な感染症に関する情報の収集について、平時から体制を整備する。
- ② 市は、住民生活及び地域経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。

#### 1-2. 訓練の実施【総務部、健康福祉部】

市は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。

#### 1-3. 情報漏えい等への対策【総務部】

市は、公表前の情報や個人情報等の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理する。整理に当たっては、情報連携等を行っている関係機関等とも対応手順を調整するよう留意する。

### 第2節 初動期

#### 2-1. 実施体制【総務部、健康福祉部】

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに当該感染症に関する情報収集・分析の実施体制を確立する。

#### 2-2. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施【総務部、健康福祉部】

市は、県と連携し、国のリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。

### 2-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有【総務部、健康福祉部】

市は、新たな感染症が発生した場合は、情報収集・分析から得られた情報や対策について、住民等に迅速に提供・共有する。

## 第3節 対応期

---

### 3-1. 実施体制【総務部、健康福祉部】

市は、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。

### 3-2. 情報収集・分析手法の検討及び実施【総務部、健康福祉部、経済部】

市は、特に市内における感染が拡大した際に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が適用される可能性を想定し、住民生活及び地域経済に関する情報収集・分析を強化し、感染症危機が住民生活及び地域経済等に及ぼす影響を把握する。

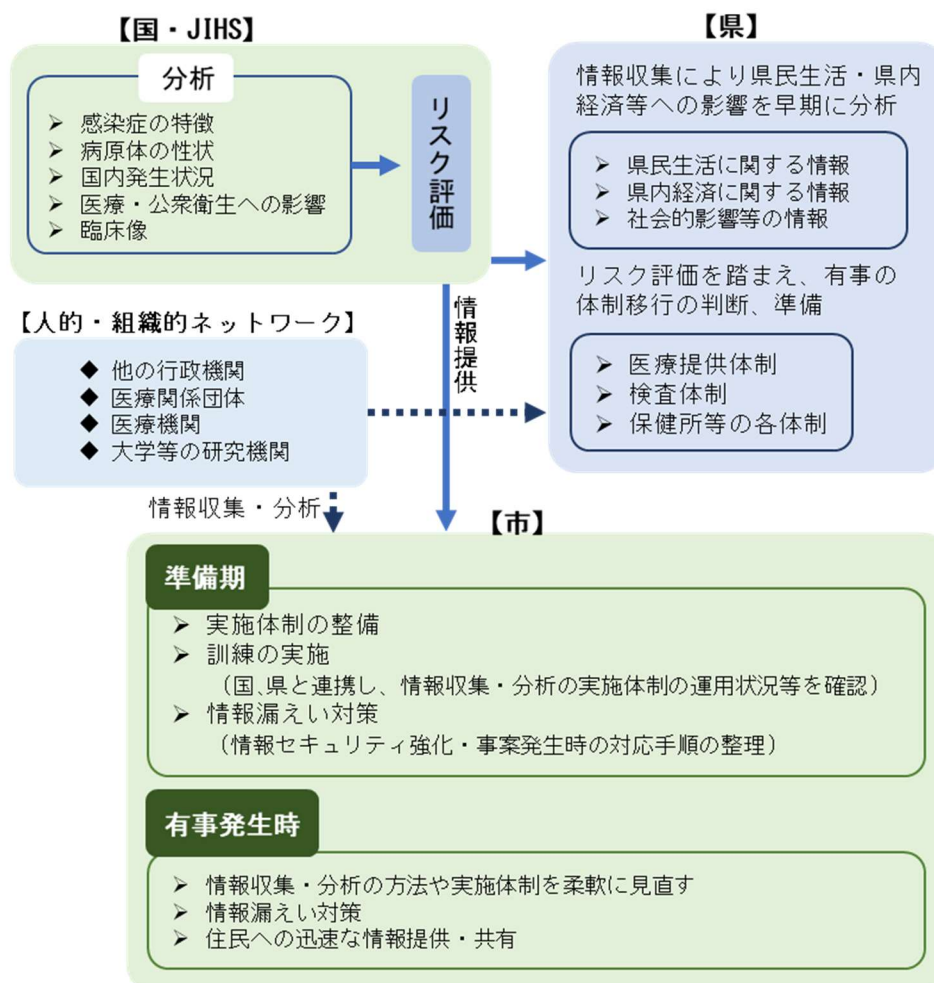
### 3-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施【総務部、健康福祉部】

市は、国や県から提供されるリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。

### 3-4. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有【総務部】

市は、国及び県から提供される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、住民等に迅速に提供・共有する。

〔図 7 情報収集・分析〕



## 第3章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 目的

---

感染症危機においては、様々な情報が錯綜(さくそう)しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、市は、住民にとって最も身近な行政主体として、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供することが重要である。また、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、住民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断・行動できるようにする必要がある。

このため、平時から、住民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

また、有事には、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等の不安の解消等に努める必要がある。

### 第1節 準備期

---

#### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

##### 1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有【総務部、健康福祉部、経済部、教育委員会】

- ① 市は、平時から国及び県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、住民等の理解を深めるため、マスメディアを含む各種媒体により、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う<sup>48</sup>。なお、情報提供・共有の際には、より多くの住民等に効果的に情報を届けることができるよう、SNS等を始めとした新たな情報伝達媒体も活用するなど、柔軟に対応する。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

- ② 市は、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫を検討する。

---

<sup>48</sup> 特措法第13条第1項

- ③ 保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等は県と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対しても分かりやすい情報提供・共有を行う。

#### 1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発【市民部、教育委員会】

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する<sup>49</sup>。

#### 1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発【総務部】

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック<sup>50</sup>の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、住民等のメディアや情報に関するリテラシー<sup>51</sup>の向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

#### 1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

##### 1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備【総務部、健康福祉部】

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて住民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、関係部局と連携して情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- ② 市は、平時から、県と連携し、市内在住外国人等のコミュニティー等の把握に努めるとともに、効果的な情報提供・共有の媒体や方法を検討する。
- ③ 市として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイス<sup>52</sup>での情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備するとともに、関係部局間で情報提供・共有の方法等を整理する。

---

<sup>49</sup> 特措法第13条第2項

<sup>50</sup> 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

<sup>51</sup> 特定の分野に関する知識や能力、またそれを活用する力。

<sup>52</sup> ワンボイスの原則とは、スポークスパーソンを一人に限定することではなく、危機管理を担う多様な情報源からであっても一貫した情報提供・共有をすること。

- ④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、住民等に対し、情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。
- ⑤ 市は、国が示す感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
- ⑥ 市は、国及び県の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた情報提供・共有の体制を整備する。

#### 1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進【総務部】

- ① 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等発生時に、住民等からの相談に応じるため、国又は県から要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。
- ③ 市は、住民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、関係部局と連携してリスクコミュニケーションの手法の充実や改善に努める。

#### 1-2-3. 県との個人情報の提供に係る覚書等の締結及び連携体制の整備【健康福祉部】

市は、新型インフルエンザ等が発生した際、県が実施する新型インフルエンザ等の患者等に対する健康観察及び外出自粛要請に協力等するため個人情報の提供に係る覚書等を締結し、県との連携体制を整備する。

## 第2節 初動期

---

#### 2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有【総務部】

- ① 市は、住民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、市は、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やとるべき行動等その対策等について、マスメディアやSNSの活用により、住民等に対して効果的に周知を行い、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、住民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

- ② 市は、住民等の情報収集の利便性向上のため、新型インフルエンザ等にかかる関係部

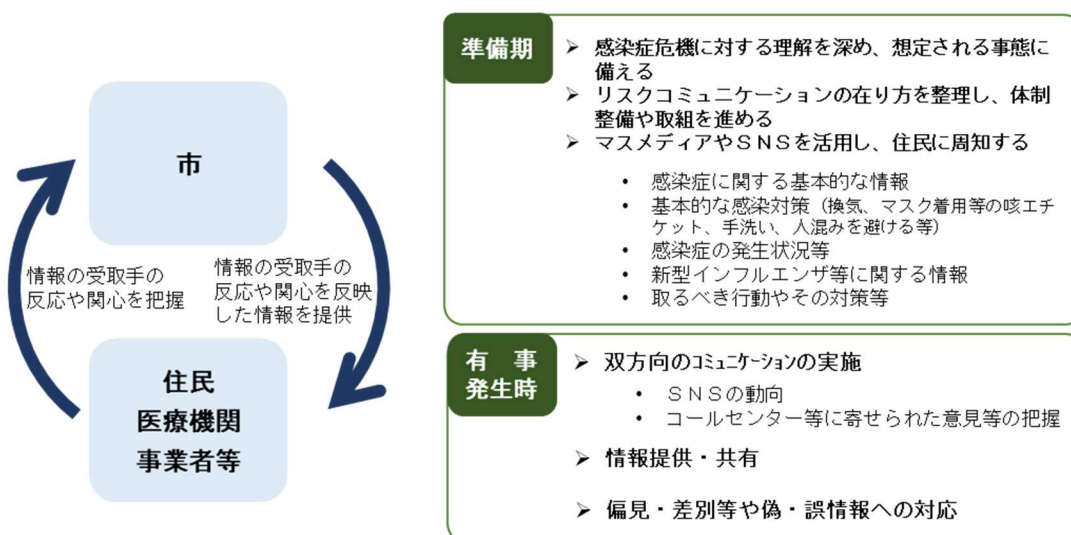
局の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。

- ③ 市は、国及び県が発信する感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、住民等に分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ④ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、本格的にリスクコミュニケーションの体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。
- ⑤ 市は、国が示す感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
- ⑥ 市は、県が実施する、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法、有症状者等からの相談に対応する相談センター等の周知・広報について協力する。

## 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施【総務部、共通】

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、県と連携し、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 市は、国又は県からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、住民等の関心事項等を整理し、関係部局で共有を行うことで、情報提供・共有する内容に反映する。
- ③ 市は、必要に応じて、日本語能力が十分でない外国人に対応するため、ワンストップで総合相談対応を行う窓口の設置について検討する。

〔図8 リスクコミュニケーションの体制強化〕



### 2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応【総務部、市民部、教育委員会】

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市町村、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、住民等に周知する。

また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

### 2-4. 県との情報共有【健康福祉部】

市は、準備期に締結した県との覚書に基づき、必要に応じて、県に新型インフルエンザ等の患者等の個人情報の提供を求める。

## 第3節 対応期

---

### 3-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有【共通】

- ① 市は、住民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、初動期に引き続き、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。
- ② 市は、初動期に引き続き、住民等の情報収集の利便性向上のため、新型インフルエンザ等にかかる関係部局の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを運営する。
- ③ 市は、初動期に引き続き、国や県と連携して、住民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ④ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、初動期に強化したリスクコミュニケーションの体制を継続し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。
- ⑤ 市は、国が示す感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
- ⑥ 市は、県が実施する、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含む医療機関への受診方法等の周知・広報に協力する。

### 3-2. 双方向のコミュニケーションの実施【共通】

- ① 市は、初動期に引き続き、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

- ② 市は、国又は県からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、住民や事業者等の関心事項等を整理し、関係部局で共有を行うことで、情報提供・共有する内容に反映する。
- ③ 市は、初動期に引き続き、必要に応じて、日本語能力が十分でない外国人に対応するため、ワンストップで総合相談対応を行う窓口を設置する。

### 3-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応【共通】

市は、初動期に引き続き、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市町村及びNPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、住民等に周知する。

また、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

### 3-4. 県との連携・協力【健康福祉部】

- ① 市は、発熱外来の受診方法の変更（相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みへの変更等）に関する住民等への周知・広報について、県と連携・協力して行う。
- ② 市は、県との覚書に基づき、患者等に対する健康観察及び外出自粛要請等への協力又は人権侵害や風評被害の発生の防止等が必要であると認めるときは、県に患者等の個人情報の提供を求める。

## 第4章 まん延防止

### 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。

平時には、住民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及及び住民や事業者等の理解促進に取り組むとともに、有事には適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。このため、医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が実施されることとなる。

特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、市は、国・県と連携しながら、対策の効果と影響を総合的に勘案し、感染状況等の変化に応じて対策の見直しを機動的に行うことが重要である。

### 第1節 準備期

#### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等【共通】

① 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、住民の生命及び健康を保護するためには住民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。

② 市及び学校等は、平時から、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

### 第2節 初動期

#### 2-1. 市内でのまん延防止対策の準備【総務部、健康福祉部】

① 市は、県と連携し、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請及び健康観察への協力等）の確認を進める。

- ② 市は、国や県から、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づく、有効なまん延防止対策に資する情報が提供されたときは、速やかに関係機関に共有し、周知を行う。
- ③ 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

### 第3節 対応期

---

#### まん延防止対策の内容

まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、以下のようなものがある。

市は、国及び県による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び住民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる<sup>53</sup>。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、住民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

#### 3-1. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

##### 3-1-1. 外出等に係る要請等【総務部、経済部】

市は、地域の感染状況に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛の呼び掛け等を行う。

また、県は、まん延防止等重点措置として、重点区域<sup>54</sup>において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請<sup>55</sup>や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態<sup>56</sup>において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請<sup>57</sup>を行う。

市は上記要請が行われた場合は、県と連携し、住民等へ要請内容の周知等を行う。

##### 3-1-2. 基本的な感染対策に係る勧奨等【総務部、健康福祉部、経済部】

市は、引き続き、住民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

---

<sup>53</sup> 本節において、特に根拠法令の記載や注釈がないものについては、特措法第36条第7項の規定に基づく要請として行うことを想定している。

<sup>54</sup> 特措法第31条の6第1項第2号に規定するまん延防止等重点措置を実施すべき区域をいう。

<sup>55</sup> 特措法第31条の8第2項

<sup>56</sup> 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態をいう。以下同じ。

<sup>57</sup> 特措法第45条第1項

## 3-2. 事業者や学校等に対する要請

### 3-2-1. 営業時間の変更や休業要請等【共通】

県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請や、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設<sup>58</sup>を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請<sup>59</sup>を行う。

市は、上記要請が行われた場合、市内の対象事業を行う者及び施設管理者等へ要請内容の周知を行うとともに、市が運営する施設等における使用制限（営業等時間の変更、人数制限、停止（休業）等）の検討を行う。

### 3-2-2. その他の事業者に対する要請【共通】

- ① 市は、国及び県と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底及び従業員に対する基本的な感染対策等を勧奨する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を依頼する。
- ② 市は、必要に応じて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう呼びかけを行う。
- ③ 市は、県からの要請を受けて、保有する公共施設等における基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定を行うほか、必要に応じてその内容の見直しを行う。
- ④ 市は、必要に応じて、感染のリスクが高まっている地域への出張の延期・中止の呼びかけを行う。
- ⑤ 市は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。

### 3-2-3. 学級閉鎖・休校等の要請【健康福祉部、教育委員会】

市は、国及び県から情報提供・共有される感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、学校・保育施設等に対し、感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。

また、市は、国及び県の要請を受けて、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業<sup>60</sup>（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行う。

---

<sup>58</sup> 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に規定する施設に限る。

<sup>59</sup> 特措法第45条第2項

<sup>60</sup> 学校保健安全法第20条

### 3-3. 市内の感染状況等に応じた対策の検討【総務部、健康福祉部、経済部】

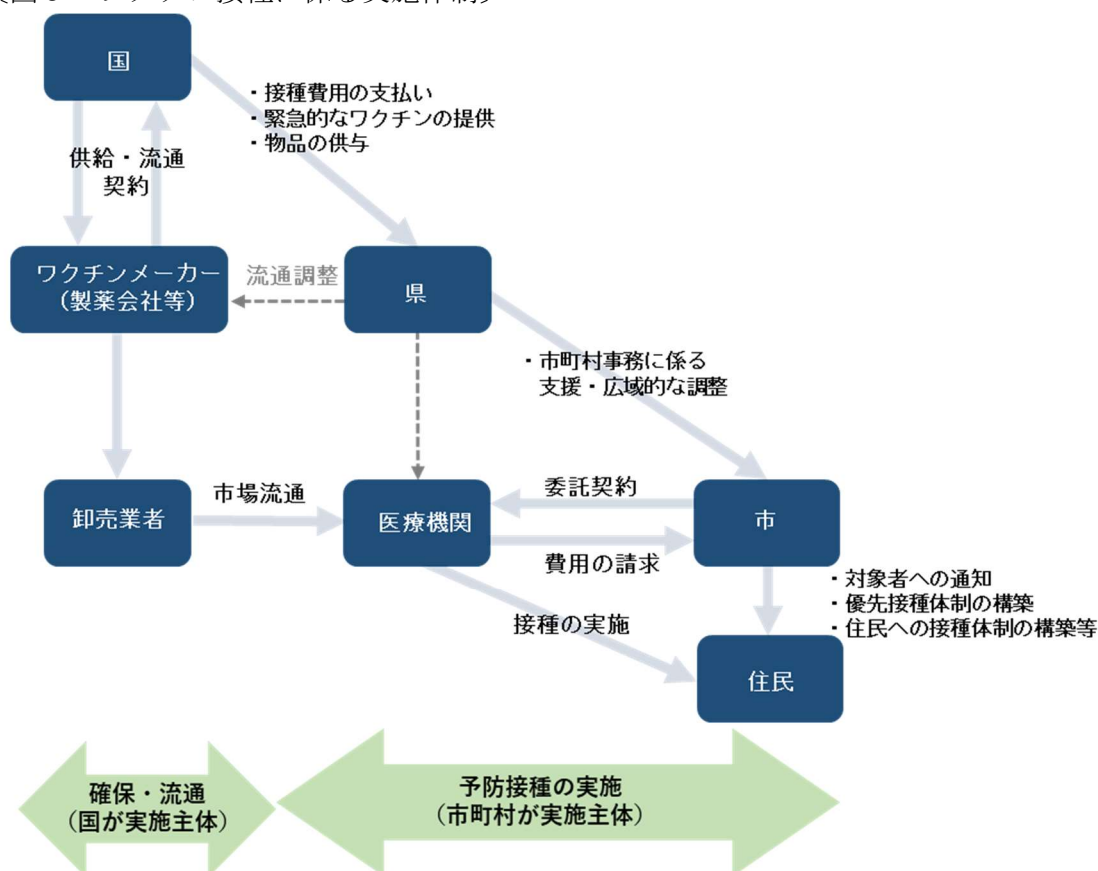
市は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報を踏まえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る県への要請を検討する。

また、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言に至らない場合であっても、感染状況を住民や事業者等に可能な限り分かりやすく情報提供・共有することは、まん延防止対策の効果を高めるために重要である。

県において、県内の感染状況等について独自の指標等を用いて、段階（警戒度等）が示されることとなった場合には、当該段階を住民等に周知すること等により、効果的に市内の感染防止対策を実施する。

## 目的

なお、ワクチン接種後に生じた症状等についても適切な情報収集を行うとともに、県や関係機関と連携し、健康被害救済手続きが迅速に進められるよう、体制を整える。



## 第1節 準備期

---

### 1-1. ワクチンの接種に必要な資材の把握【健康福祉部】

市は、ワクチン接種に必要なとなる注射針やシリンジ等の資材について、平時から確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保出来るよう準備するとともに、県と連携して、市内在庫の量及び新型インフルエンザ等の発生時に確保可能な数量の見込みを把握する。

### 1-2. ワクチンの供給体制【健康福祉部】

- ① 市は、県及び関係団体等と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下（ア）から（ウ）までの体制を構築する。
  - （ア） 市内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制
  - （イ） ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法
  - （ウ） 県との連携の方法及び役割分担
- ② 市は、市内にワクチンを配送する事業者の把握をするほか、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定する。

### 1-3. 接種体制の構築

#### 1-3-1. 接種体制【健康福祉部】

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

#### 1-3-2. 特定接種【健康福祉部】

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村が実施主体となり、原則、集団的接種により接種を実施することになるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築が登録要件とされる。

このため、市は、国からの要請を受け、特定接種<sup>61</sup>の対象となり得る職員等に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

---

<sup>61</sup> 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

### 1-3-3. 住民接種【健康福祉部】

市又は県は、国が整理した住民接種の接種順位の基本的な考え方を踏まえ、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア） 市又は県は、国等の協力を得ながら、市又は県の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る<sup>62</sup>。

（イ） 市又は県は、円滑な接種実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

（ウ） 市又は県は、国の技術的な支援を受け、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と連携し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

### 1-4. 情報提供・共有【健康福祉部】

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、住民等の理解促進を図る。

## 第2節 初動期

---

### 2-1. ワクチンの接種に必要な資材の確保【健康福祉部】

- ① 市は、注射針やシリンジ等のワクチン接種に必要となる資材について、県と連携して、市内における事業者に対し、市内在庫の量や今後確保可能な数量の見込みについて調査する。
- ② 市又は県は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要となる資材について、国と連携し、接種に必要な量を確保する。

### 2-2. 接種体制

#### 2-2-1. 接種体制の構築【健康福祉部】

市又は県は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。  
また、市は、県が大規模接種会場を設置し、接種を行う場合、その実施に協力する。

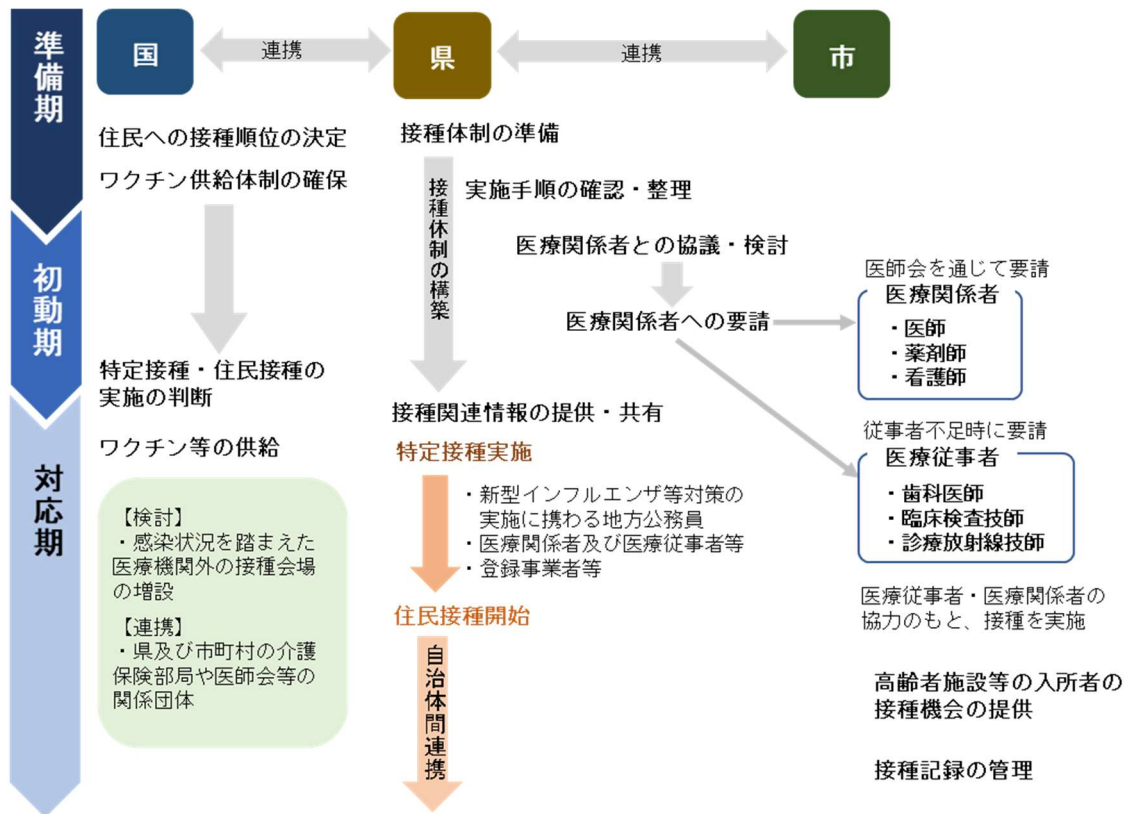
---

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

<sup>62</sup> 予防接種法第6条第3項

〔図 1 0 接種体制の構築〕



### 第3節 対応期

#### 3-1. ワクチンや接種に必要な資材の供給

##### 3-1-1. 計画的な供給の管理【健康福祉部】

市は、ワクチンや接種に必要な資材の供給量についての計画を策定するとともに、国が一括してワクチン、注射針やシリンジ等の供給を担う場合には、当該ワクチン等が円滑に供給されるよう国の流通管理に協力する。

##### 3-1-2. ワクチン等の流通体制の構築【健康福祉部】

- ① 市は、県及び事業者と連携し、ワクチン等を円滑に流通できる体制を構築する<sup>63</sup>。
- ② 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ③ 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

<sup>63</sup> 予防接種法第6条

### **3-2. 接種体制【健康福祉部】**

- ① 市又は県は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、国、県及び医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

#### **3-2-1. 特定接種**

##### **3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施【健康福祉部】**

国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、緊急の必要があると認めるときは特定接種を実施することを決定する。その際、市は国及び県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員等を対象者に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### **3-2-2. 住民接種**

##### **3-2-2-1. 住民接種の接種順位の決定【健康福祉部】**

国は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、重症化しやすい特定のグループ等を考慮し、住民への接種順位を決定する。

##### **3-2-2-2. 予防接種体制の構築【健康福祉部】**

市又は県は、住民全員が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制を構築する。

##### **3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有【健康福祉部】**

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

##### **3-2-2-4. 接種体制の拡充【健康福祉部】**

市又は県は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-5. 接種記録の管理【健康福祉部】

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

### 3-3. 健康被害救済等

#### 3-3-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供【健康福祉部】

市は、ワクチンの安全性について、最新の科学的知見や海外の動向及び国から提供される予防接種後の副反応疑い報告等で得られる情報を踏まえ、適切な安全対策や住民等への適切な情報提供・共有を行う。

#### 3-3-2. 健康被害に対する速やかな救済【健康福祉部】

市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

### 3-4. 情報提供・共有【健康福祉部】

- ① 市は、国及び県と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者<sup>64</sup>、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。住民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。
- ② 市又は県は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種状況、接種方法、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法、各種相談窓口などの情報等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ③ 市は、パンデミック時においては、定期の予防接種の接種率が低下することによるまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

---

<sup>64</sup> 医学的理由等による未接種者等がいることについて留意が必要である。

## 第6章 保健

### 目的

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、市内の感染状況や医療提供体制の状況等を把握し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、有事の際は、県が市町村の区域を越えたまん延防止に向け、総合調整権限・指示権限を行使<sup>65</sup>することを想定しつつ、市は平時から県との連携を深める必要がある。

なお、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、保健所における業務負担の急増が想定されるため、市は、県及び地域の関係機関等と連携して感染症危機に対応する。

### 第1節 準備期

#### 1-1. 人材の確保【総務部、健康福祉部】

- ① 県は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、I H E A T<sup>66</sup>要員<sup>67</sup>、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。
- ② 市は、県から応援派遣の要請があった場合に備え、人材の派遣協力に関する体制を検討する。

#### 1-2. 多様な主体との連携体制の構築【総務部、健康福祉部】

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県、保健所、沼田利根医師会及び消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、市は、陽性者等が自宅や宿泊療養施設で療養する場合の外出自粛要請、健康観察<sup>68</sup>の実施等への協力体制を整備し、県と連携し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

---

<sup>65</sup> 感染症法第63条の3及び第63条の4

<sup>66</sup> 「I H E A T」とは、Infectious disease Health Emergency Assistance Teamの略称であり、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。

<sup>67</sup> 地域保健法第21条に規定する業務支援員をいう。

<sup>68</sup> 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めることをいう。

## 第2節 初動期

---

### 2-1. 人材派遣、外出自粛要請、健康観察への協力準備【総務部、健康福祉部】

- ① 県は、保健所の感染症有事体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、全庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、I H E A T要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。
- ② 市は、県から応援派遣の要請があった場合に備え、人材の派遣協力に関する準備を行う。
- ③ 市は、陽性者等が自宅や宿泊療養施設で療養する場合の外出自粛要請、健康観察の実施等への協力にかかる準備を行う。

## 第3節 対応期

---

### 3-1. 人材派遣協力及び県との情報共有【総務部、健康福祉部】

- ① 県は、全庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、I H E A T要員に対する応援の要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立する。
- ② 市は、県から応援派遣の要請があった場合、人材の派遣等による協力を努める。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民等の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。

### 3-2. 外出自粛要請、健康観察の実施等への協力【健康福祉部】

- ① 市は、県からの依頼により、自宅療養者及び宿泊療養者等に対する外出自粛要請、健康観察の実施等に協力する。
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

## 第7章 物資

### 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、市における業務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の円滑な実施が滞り、住民の生命及び健康や社会経済活動への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、平時から感染症対策物資等を十分に確保し、備蓄等を推進することが重要である。

### 第1節 準備期

#### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄【総務部、健康福祉部】

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>69</sup>。  
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>70</sup>。
- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

### 第2節 初動期

#### 2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況の確認【総務部、健康福祉部】

市は新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置状況を確認する。

#### 2-2. 感染症対策物資等の使用の準備【総務部、健康福祉部】

- ① 市は、全庁における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保する。
- ② 市は、感染症対策物資等を必要とする新型インフルエンザ等対策を実施する所掌事務または業務における、感染症対策物資等の備蓄の使用について準備を行う。

<sup>69</sup> 特措法第10条

<sup>70</sup> 特措法第11条

### 第3節 対応期

---

#### 3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況の確認【総務部、健康福祉部】

市は新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置状況を確認する。

#### 3-2. 感染症対策における物資の使用【総務部、健康福祉部】

市は、感染症対策物資等を必要とする新型インフルエンザ等対策を実施する所掌事務又は業務において、計画的に感染症対策物資等の備蓄を使用しつつ、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により必要量を安定的に確保する。

#### 3-3. 備蓄物資等の供給に関する相互協力【総務部、健康福祉部】

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める<sup>71</sup>。

---

<sup>71</sup> 特措法第51条

## 第8章 住民生活及び地域経済の安定の確保

### 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は平時から、新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や住民等に自ら事業継続や感染防止等の感染対策に必要な準備を行うことを勧奨する。また、有事の際は、新型インフルエンザ等の発生及びまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、事業者や住民等に対して、必要な支援及び対策を行う。

### 第1節 準備期

#### 1-1. 情報共有体制の整備【総務部、共通】

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、住民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係部局間並びに県と国及び市との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各部局は関係機関との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。

#### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備【総務部、市民部、健康福祉部、経済部】

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

#### 1-3. 物資及び資材の備蓄【総務部、健康福祉部、経済部】

① 市は、市行動計画に基づき、第7章第1節（「物資」における準備期）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>72</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねる<sup>73</sup>ことができる。

② 市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備【健康福祉部】

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

<sup>72</sup> 特措法第10条

<sup>73</sup> 特措法第11条

#### 1-5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備【市民部】

- ① 市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。
- ② 市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局や関係機関等との調整を行うものとする。

## 第2節 初動期

---

### 2-1. 生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼び掛け

【市民部、経済部】

市は、県と連携して、住民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の生活との関連性が高い物資又は経済生活上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、必要に応じて事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

### 2-2. 遺体の火葬・安置【市民部】

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## 第3節 対応期

---

### 3-1. 住民生活の安定の確保を対象とした対応

#### 3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼び掛け

【市民部、経済部】

市は、必要に応じ、県と連携して、住民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

#### 3-1-2. 心身への影響に関する施策【健康福祉部、教育委員会】

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

#### 3-1-3. 生活支援を要する者への支援【健康福祉部】

市は、国の要請に基づき、高齢者、障害者等の要配慮者に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### 3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援【教育委員会】

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>74</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

#### 3-1-5. 犯罪の予防・取締り【総務部】

市は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の収集に努め、広報啓発活動を推進する。

#### 3-1-6. 生活関連物資等の価格の安定等【市民部、経済部】

- ① 市は、住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる<sup>75</sup>。

#### 3-1-7. 埋葬・火葬の特例等【市民部】

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。

---

<sup>74</sup> 特措法第 45 条第 2 項

<sup>75</sup> 特措法第 59 条

- ④ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ 市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 市は、万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられることから、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

### 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### 3-2-1. 事業者に対する支援【経済部】

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

#### 3-2-2. 住民生活及び地域経済の安定に関する措置【都市建設部】

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

#### 3-3. 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援【経済部】

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた住民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱（ぜいじゃく）な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

## 資料編

### 用語集

| 用語         | 内容                                                                                                                                                                       |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医師会等       | 沼田利根医師会。                                                                                                                                                                 |
| 医療機関等      | 医療法第1条の2第1項に規定する医療提供施設。                                                                                                                                                  |
| 医療措置協定     | 感染症法第36条の3第1項に規定する県と県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。                                                                                                                       |
| 患者         | 新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。                                                             |
| 患者等        | 患者及び感染したおそれのある者。                                                                                                                                                         |
| 感染症危機      | 国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。                                                                                    |
| 感染症対策物資等   | 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。                      |
| 季節性インフルエンザ | インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起らないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。                                                                           |
| 基本的対処方針    | 特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。                                                                                                                              |
| 業務継続計画     | 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。                                                                                                       |
| 緊急事態宣言     | 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。 |

|                       |                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緊急事態措置                | 特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。 |
| 健康観察                  | 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。                                                                                                         |
| 検査等措置協定               | 感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。                                                                                                              |
| 県等                    | 県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）。                                                                                                                                                                     |
| 国立健康危機管理研究機構（J I H S） | 国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025（令和7）年4月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。                                         |
| 個人防護具                 | マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。                                                                                                                             |
| サーベイランス               | 感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。                                                                                                                                                            |
| 市町村                   | 県内35市町村。                                                                                                                                                                                                     |
| 指定（地方）公共機関            | 特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。                                                                                                                         |
| 重点区域                  | 特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。                                                                                                                                                           |
| 住民接種                  | 特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認                                                                                                                  |

|                         |                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                         | められるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施される予防接種のこと。                                                                                                                                            |
| シリンジ                    | ワクチンを接種するために用いる注射器の針以外の部分のこと。                                                                                                                                                                 |
| 新型インフルエンザ等              | 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。<br>県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。 |
| 新型インフルエンザ等感染症           | 感染症法第6条第7項各号に規定する新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症をいう。                                                                                                                          |
| 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表 | 感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。                                                                                                                  |
| 新型インフルエンザ等緊急事態          | 特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。                                                                                           |
| 新型コロナウイルス感染症            | 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020（令和2）年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）（COVID-19）による急性呼吸器症候群。                                                          |
| 新興感染症                   | かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。                                                                                                                                          |
| 相談センター                  | 新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。                                                                                                                        |
| 双方向のコミュニケーション           | 市町村、医療機関、事業者等を含む県民等が適切に判断・行動することができるよう、県による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。                                                                                           |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 登録事業者          | 特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。                                                                                                                                                                                                        |
| 特定新型インフルエンザ等対策 | 特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。                                                                                                                                                           |
| 特定接種           | 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。                                                                                                                                                                                                                 |
| 濃厚接触者          | 感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者。                                                                                                                                                                                                                                   |
| パルスオキシメーター     | 皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| フレイル           | 身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。                                                                                                                                                                                                                   |
| 平時             | 患者発生後の対応時以外の状態。                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 特措法            | 新型インフルエンザ等対策特別措置法。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| まん延防止等重点措置     | 特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。 |
| 有事             | 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第25条に規定する県対策本部の廃止までをいう。                                                                                                                                                                                                                          |
| リスクコミュニケーション   | 個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。                                                                                                                                                                                   |

|              |                                                                                                         |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 臨床像          | 潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。                                                                          |
| E C M O      | Extra Corporeal Membrane Oxygenationの略。人工肺とポンプを用いた体外循環回路による治療。                                          |
| I H E A T    | Infectious disease Health Emergency Assistance Teamの略。感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。 |
| I H E A T 要員 | 地域保健法第21条に規定する業務支援員。                                                                                    |
| P D C A      | Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。                             |
| 5 類感染症       | 感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、2023（令和5）年5月8日に5類感染症に位置付けられた。                                                 |